

水道・住まい

水道料金・下水道使用料の
アパート料金制度

◇共同住宅の各世帯の使用水量を均等とみなして料金を算定する制度があります **対**各戸に家事用の水道設備がある共同住宅の所有者 **問**水道局営業課 **☎213-8514・8515****FAX259-1627**

汚水ますは定期的に掃除を

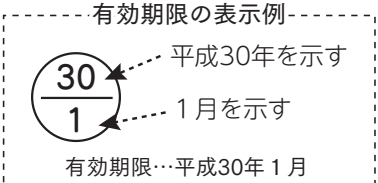
◇風呂場や台所の外に設けてある汚水ます(特にトラップますの底にある  ごみや木の根を除去目皿)に付着したごみや木の根は、詰まりの原因となりますので、定期的に取り除いてください **問**水道局給排水設備課 **☎213-8522****FAX259-1627**

貯水槽水道の衛生管理

◇水槽内は年に1回は清掃しましょう ◇日ごろから水の色、濁り、臭い、味に注意しましょう ◇受水槽の有効容量が10㎡を超える簡易専用水道は、1年以内ごとに1回登録検査機関による法

定検査を受けなければなりません ◇受水槽の有効容量が10㎡以下でも、できるだけ登録検査機関による検査を受けましょう **問**環境衛生課 **☎216-1300****FAX216-1292**

子メーターの取り替え



有効期限の表示例
30
1
平成30年を示す
1月を示す
有効期限…平成30年1月

◇マンションなどで各入居者の水道や電気などの使用料を決めるために設置している子メーターの有効期限は、水道メーターが8年、家庭用の電気メーターが10年です ◇管理者は有効期限内に必ず取り替えを **問**市計量検査所 **☎256-5633****FAX256-5829**

動物

危険な動物を飼うときは

◇サル、ワニ、ニシキヘビ、ワニガメなど危険な動物を飼うときは、動物種ごとに飼養保管の許可が必要です **問**生活衛生課 **☎803-6905****FAX803-7026**

しごと

産業カウンセラーによる
キャリアカウンセリング

内仕事や働くことに関する相談 **対**市内に住むか通勤している女性 ※学生を除く

	期 日	時 間
1月	9 日・16 日・30日の火曜日	13時10分～14時20分～15時30分～
	25日(木)	18時30分～19時30分～
2月	6 日・20 日・27日の火曜日	13時10分～14時20分～15時30分～
	15日(木)	18時30分～19時30分～
3月	6 日・13 日・27日の火曜日	13時10分～14時20分～15時30分～
	22日(木)	18時30分～19時30分～

所勤労女性センター **定**午後3人、夜間2人(いずれも先着順) **申**直接か電話で勤労女性センター **☎・FAX255-7039**へ

女性のためのプチ起業セミナー
受講者募集

◇プチ起業に必要な7つのポイントについて学ぶセミナーと、市内で活躍する女性起業家との

交流会 **対**県内で創業を予定している人、創業に興味のある人 ※女性のみ **期**1月23日(火)10時～12時(セミナー)、12時～13時(交流会) **所**ソーホーかごしま(本庁みなと大通り別館) **定**50人程度 ※託児は15人まで **料**無料 **申**メールで住所、氏名、事業所名(学校名)、電話番号、受講理由、託児利用の有無(有のときは人数・年齢も)を1月15日(必着)までに市インキュベーション・マネージャー **im2-y@sp-kagoshima.com**へ **問**産業創出課 **☎216-1319****FAX216-1303**

ひと・まち・くらし 魅力あふれる
4市合同企業面談会

内かごしま連携中枢都市圏(鹿児島市・日置市・いちき串木野市・姶良市)の合同企業面談会 **対**上記4市で就業を希望する人 **期**1月13日(土)13時～17時(受け付けは12時30分～15時30分) **所**かごしま県民交流センター **定**なし **料**無料 **申**不要 **問**(株)鹿児島映広「4市合同企業面談会」係 **☎222-4444**

お忘れなく！ 市税の申告・納付・手続き

■給与支払報告書の提出は1月31日(水)まで

対今月1日現在市内に住む人に、昨年中、給料や賃金などを支払った事業所 ※パート・アルバイト・中途退職者を含む **問**市民税課 **☎216-1173～1175****FAX216-1177**、各支所の税務課(係)

■バイク・軽自動車の廃車届や名義変更

◇軽自動車税は、毎年4月1日現在のバイク・軽自動車の所有者に課税されます ◇次のようなとき、廃車届などの手続きをしないと、いつまでも所有者に税金がかかります

- ①使用不能の車両をそのままにしている
- ②ナンバープレートをつけたまま廃棄処分した
- ③譲渡したが名義を変更していない
- ④盗難にあった

区 分	手続き場所	必要なもの
原動機付自転車、ミニカー、小型特殊自動車	市民税課、各支所の税務課(係)	印鑑、車名・車台番号・排気量、ナンバープレート(継続使用時は不要) ※名義変更のときは新所有者の印鑑も
軽二輪、軽三輪、軽四輪、小型二輪	軽二輪・軽三輪・軽四輪は全国軽自動車協会連合会鹿児島事務所 ☎261-4011 、小型二輪は九州運輸局 ☎050-5540-2089	

◇一定の要件に該当する身体障害者などへの課税免除制度があります **問**市民税課 **☎216-1172** **FAX216-1177**、各支所の税務課(係)



■所得税や市・県民税の申告の社会保険料控除の対象となるもの

・国民健康保険税 ◇今月下旬に市から送付される「納付済額のお知らせ」か領収書が必要 ◇紛失したときなどは連絡票を発行します **問**国民健康保険課 **☎216-1230****FAX216-1200**



・介護保険料 ◇特別徴収(年金からの天引き)の人は、今月下旬に年金保険者から送付される「公的年金等の源泉徴収票」が必要 ◇口座振替の人は、今月下旬に市から送付される「介護保険料口座振替・自動払込済のお知らせ」が必要 ◇納付書で納めている人は、「介護保険料領収証書」(領収印が押されたもの)が必要 ◇紛失したときなどは納付確認書を発行します ◇介護保険サービスの自己負担額やおむつ代は医療費控除の対象になります **問**介護保険課 **☎216-1279****FAX219-4559**

・後期高齢者医療保険料 ◇特別徴収(年金からの天引き)の人は、今月下旬に年金保険者から送付される「公的年金等の源泉徴収票」が必要 ◇口座振替の人は、今月下旬に市から送付される「後期高齢者医療保険料口座振替・自動払込済のお知らせ」が必要 ※本人以外の名義の口座から振り替えているときは、その名義人に社会保険料控除が適用されます ◇納付書で納めている人は、「後期高齢者医療保険料領収書」(領収印が押されたもの)が必要 ◇紛失したときなどは納付確認書を発行します **問**長寿支援課 **216-1268****FAX224-1539**

・国民年金保険料 ◇日本年金機構から送付された控除証明書か領収書が必要(昨年10月以降に初めて納付した人は2月上旬に送付されます) ◇家族の保険料を納付したときも控除の対象になります **問**日本年金機構(ねんきん加入者ダイヤル) **☎0570-003-004**